

令和8年度版

おくやみハンドブック

伊達市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

伊達市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

伊達市役所 024-575-1111 (代表)

事前準備について

伊達市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時必ずお持ちいただくもの」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

おくやみコーナーの予約

おくやみコーナーをご利用される場合は、3ページの予約方法にてご予約ください。また、Step1と2でご不明な点などございましたら、予約フォームの備考欄に入力ください。

STEP 4

各種手続きチェックリスト

5、6ページのチェックリストで該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

右の「おくやみ手続きガイド」の二次元コードを読み取り、簡単な質問に答えると必要な手続き内容を知ることができますので、ぜひご利用ください。



STEP 5

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、伊達市役所へお越しください。



来庁時必ずお持ちいただくもの

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）
- ☐ 葬儀日程表または会葬礼状（無い場合は来庁時にご相談ください。）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

※年金請求者の個人番号がわかるもの（通知カード、マイナンバーカードなど）

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書（交付を受けている場合）

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

- ☐ 年金証書（紛失した場合は不要）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 医療福祉費受給者証（マル福）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- ☐ 印鑑登録証

※亡くなられた方が印鑑登録している場合のみ必要です。

- ☐ その他市役所から支給または貸与されている物

上記以外のものも必要になる場合がございます。詳しくはP.5・P.6にて該当している詳細ページをご確認ください。

本人確認書類について

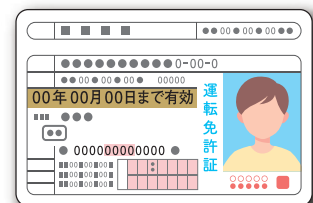
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険被保険者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみコーナーのご案内

伊達市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、事前に電子申請または電話や窓口での予約が必要です。

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

また、一度の来庁で完結しない場合もございますので、ご了承くださいませと幸いです。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。



予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。

※ご予約はご希望の日の3開庁日前までをお願いいたします。



●電子申請

- ① 右の二次元コードからご予約ください。
- ② 二次元コードを読み取れない方は、「福島県伊達市おくやみコーナー」で検索
- ③ 画面の指示にしたがって申請してください。

●電話予約・窓口予約

本庁市民課 : **024-575-0205** 伊達総合支所 : **024-583-5525**
梁川総合支所 : **024-577-7211** 霊山総合支所 : **024-586-1111**
月舘総合支所 : **024-572-2111**

受付時間：午前9時00分～午後4時30分まで（土・日・祝休日・年末年始を除く）

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (41 ページ参照) ○相続人の調査・確定 ○遺言書の調査・遺言書の 検認 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(43 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (44 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (43 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 (44 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

伊達市で必要な手続きについては、P.5・P.6 のチェックリストをご覧ください詳細ページに手続き内容ごとの窓口・問い合わせ先を併せて掲載していますのでぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細 ページ	手続き場所	
				おくやみ	支所
住民登録	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	P.7	—	—
	☐	世帯主が亡くなり、同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる			
	☐	印鑑登録をしていた	P.8	○	○
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.9	○	○
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10	○	○
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.11	○	○
	☐	厚生年金に加入または受給していた	P.12	○	○
	☐	共済年金に加入または受給していた	P.13	—	—
	☐	農業者年金に加入または受給していた		—	—
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.14	× ※	○
	☐	口座振替をしていた		× ※	○
	☐	土地や家屋を持っていた(相続登記が済んでいない)	P.15	○	○
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.16	× ※	○
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.17	○	○
高齢者福祉サービス	☐	高齢者福祉サービスの申請をしていた	P.18 P.19	○	○
福祉 (障がい)	☐	身体障害者手帳を交付されていた	P.20	○	○
	☐	精神障害者保健福祉手帳を交付されていた		○	○
	☐	療育手帳を交付されていた		× ※	○
	☐	障害児福祉手当を受給していた		× ※	○
	☐	特別障害者手当を受給していた	P.21	× ※	○
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた		○	○
	☐	障害者扶養共済制度の年金を利用していた	P.22	× ※	○
	☐	重度心身障がい者医療費の給付を受けていた	P.23	○	○
	☐	障がい者タクシー料金助成を受けていた		○	○
	☐	障害福祉サービスを利用していた	P.24	○	○
	☐	地域生活支援サービス(日中一時支援、移動支援事業など)を利用していた		× ※	× ※

区分	☑	該当事項	詳細 ページ	手続き場所	
				おくやみ	支所
こども	☐	児童手当を受給していた	P.25	× ※	○
	☐	児童扶養手当を受給していた		× ※	○
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.26	× ※	○
	☐	こども医療費受給資格者証を交付されていた	P.27	× ※	○
	☐	ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付されていた		× ※	○
	☐	児童通所施設を利用していた	P.28	× ※	× ※
	☐	養育医療券を交付されていた		× ※	○
	☐	就学援助制度の認定を受けていた方	P.29	× ※	○
	☐	学校で児童生徒の保護者として登録されていた方		× ※	○
	☐	保育園・認定こども園・小規模保育施設に在園の児童	P.30	× ※	○
	☐	保育園・認定こども園・小規模保育施設に在園の児童の保護者・同居家族		× ※	○
	☐	放課後児童クラブに入所している児童	P.31	× ※	○
	☐	放課後児童クラブに入所している児童の保護者・同居家族		× ※	○
市営住宅	☐	市営住宅の入居者	P.32	× ※	× ※
犬の登録	☐	犬を飼っていた	P.33	× ※	○
上下水道	☐	上水道を使用していた	P.34	× ※	○
	☐	下水道区域で井戸水を使用していた		× ※	○
	☐	下水道事業受益者負担金を納付中であった	P.35	× ※	○
	☐	農業集落排水処理施設を使用していた		× ※	○
その他	☐	農地を所有していた	P.36	× ※	× ※
	☐	森林を所有していた		× ※	× ※
	☐	運転免許返納支援制度に申し込み、運転免許返納者優待証及び割引券の交付を受けていた	P.37	× ※	○
	☐	伊達市ケーブルテレビに加入していた	P.38	× ※	伊達支所のみ

※手続き場所欄の「×」は各担当課をご案内する項目です。

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

返却不要

亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。マイナンバーカードは保管または破棄してください。

※亡くなられた方のマイナンバーは、確認することができなくなります。破棄する場合は、すべてのお手続きが完了してからをお勧めします。

期 限	なし	手 続 き できる方	—
必 要 な も の	—		
問い合わせ先	市民課 市民窓口係 ☎ 024-575-0205		

世帯主が亡くなり、同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる

世帯主変更届の提出

世帯主が亡くなり、同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合に世帯主変更が必要になる場合があります。なお、亡くなられた方と同じ世帯の方がお一人の場合は、自動的にその方が、世帯主となるため手続きは不要です。

※伊達市に住民登録をしていた方が対象で、葬祭事業者が死亡届と同時に代行することが多い手続きです。

期 限	変更があった日から14日以内	手 続 き できる方	同一世帯員など
必 要 な も の	本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）		
問い合わせ先	市民課 市民窓口係 ☎ 024-575-0205		

MEMO

印鑑登録をしていた

印鑑登録証の返却

亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却してください。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	どなたでも可
必 要 な も の	亡くなられた方の印鑑登録証		
問い合わせ先	市民課 市民窓口係 ☎ 024-575-0205		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

国民健康保険に加入していた

資格確認書などの返却

被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書などを回収します。
※市役所本庁または各総合支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	どなたでも可
必 要 の な も の	亡くなられた方の国民健康保険資格確認書など		
問い合わせ先	国保年金課 給付係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 9 8		

葬祭費の申請

被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000 円）が支給されます。
※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後 3 ヶ月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合などからの支給となる場合があります。

期 限	葬祭を行った日の翌日から 2 年間	手 続 き で き る 方	葬祭執行者（主に喪主）
必 要 の な も の	・ 葬祭執行者の通帳 ・ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状、葬儀日程表、葬祭領収書など） ・ 窓口に来る方の本人確認書類		
問い合わせ先	国保年金課 給付係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 9 8		

高額療養費の申立て申請

被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。

期 限	診療を受けた月の翌月 1 日から 2 年間	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 の な も の	・ 相続人の通帳 ・ 相続人の本人確認書類（代理人申請の場合は、相続人の本人確認書類と合わせて、代理人の本人確認ができるものも必要）		
問い合わせ先	国保年金課 給付係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 9 8		

後期高齢者医療保険に加入していた

資格確認書などの返却

被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書などを回収します。
※市役所本庁または各総合支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	どなたでも可
必 要 の な も の	亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書など		
問い合わせ先	国保年金課 賦課係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 9 8		

葬祭費の申請

被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000 円）が支給されます。
※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後 3 ヶ月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合などからの支給となる場合があります。

期 限	葬祭を行った日の翌日から 2 年間	手 続 き で き る 方	葬祭執行者（主に喪主）
必 要 の な も の	・ 葬祭執行者の通帳 ・ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状、葬儀日程表など） ・ 葬祭執行者の本人確認書類（代理人申請の場合は、葬祭執行者の本人確認書類と合わせて代理人の本人確認ができるものも必要）		
問い合わせ先	国保年金課 賦課係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 9 8		

高額療養費の申立て申請

被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。

期 限	診療を受けた月の翌月 1 日から 2 年間	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 の な も の	・ 相続人の通帳 ・ 相続人の本人確認書類（代理人申請の場合は、相続人の本人確認書類と合わせて代理人の本人確認ができるものも必要）		
問い合わせ先	国保年金課 賦課係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 9 8		

国民年金に加入または受給していた

各種制度の説明、必要な手続きの確認

※亡くなられた方の年金加入状況によって受給できるものが異なります。

【遺族基礎年金】

亡くなられた方が国民年金の被保険者などの場合（未納期間が 1/3 未満）、または国民年金の受給権者などの場合（25 年以上納付）、子、または子のいる配偶者に遺族基礎年金が支給される可能性があります。

【寡婦年金】

亡くなられた方が 10 年以上納付（免除を含む）した場合、妻に寡婦年金が 60 歳～ 65 歳まで支給される可能性があります。

【死亡一時金】

亡くなられた方が 3 年以上納付（一部免除期間は規定により換算）した場合、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に死亡一時金が支給される可能性があります。

【未支給年金】

亡くなられた方に年金の受給権があった場合、最後に受け取ることができなかった年金を遺族が未支給年金として受け取れる可能性があります。

亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。

期 限	原則 【死亡一時金】 2 年間 【それ以外】 5 年間	手 続 き で き る 方	【遺族基礎年金】 子（原則 18 歳の年度末まで） 子（同上）のいる配偶者 【寡婦年金】 妻 【死亡一時金】 生計を同じくしていた配偶者、子、 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 【未支給年金】 3 親等以内の親族
必 要 な も の	亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの		
問い合わせ先	国保年金課 給付係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 9 8		

厚生年金に加入または受給していた

各種制度の説明、必要な手続きの確認

【遺族厚生年金】

亡くなられた方が厚生年金の被保険者などの場合（未納期間が 1/3 未満）、または厚生年金の受給権者などの場合（25 年以上納付）、配偶者、子、父母、孫、祖父母に遺族厚生年金が支給される可能性があります。

【未支給年金】

亡くなられた方に年金の受給権があった場合、最後に受け取ることができなかった年金を遺族が未支給年金として受け取れる可能性があります。

亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。

※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。

期 限	原則 5 年間	手 続 き で き る 方	【遺族厚生年金】 妻（年齢制限なし） 夫（55 歳以上※） 子（18 歳の年度末まで） 父母（55 歳以上※） 孫（18 歳の年度末まで） 祖父母（55 歳以上※） ※ 55 歳～60 歳未満は支給が停止され、60 歳から支給が開始されます。 【未支給年金】 3 親等以内の親族
必 要 な も の	亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの		
問い合わせ先	ねんきんダイヤル ☎ 0 5 7 0 - 0 5 - 1 1 6 5 東北福島年金事務所 ☎ 0 2 4 - 5 3 5 - 0 1 4 1		

MEMO

共済年金に加入または受給していた

各種制度の説明、必要な手続きの確認

亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号のわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。

期 限	—	手 続 き できる方	—
必 要 な も の	亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの		
問い合わせ先	各共済組合		

農業者年金に加入または受給していた

農業者年金死亡関係届出書の提出

農業者年金に加入または受給していた方が亡くなられたときは、「農業者年金死亡関係届出書」の提出が必要です。住所地のＪＡ（農業協同組合）でのお手続きをお願いします。また、年金の種類や受給状況、ご遺族の状況によって「未支給年金」、「死亡一時金」を受け取れる場合があります。

期 限	原則 5 年間	手 続 き できる方	親族など
必 要 な も の	・ 農業者年金証書 ・ 加入者または受給者の死亡日が確認できる書類（戸籍謄本など）		
問い合わせ先	農業委員会事務局 ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 5 6 2 3		

MEMO

市税の納付が済んでいない

納付に係る手続き

亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。

期 限	納税通知書に記載の納期限まで	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 な も の	納税通知書		
問い合わせ先	税務収納課 収納係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 3 1		

口座振替をしていた

口座振替の廃止または変更の手続き

亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、市窓口で未納分の納付書発行を申し出ていただくか、振替口座の変更手続きをしてください。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 な も の	・ 納税通知書 ・ 通帳 ・ 金融機関届出印		
問い合わせ先	税務収納課 管理係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 3 2		

MEMO

土地や家屋を持っていた（相続登記が済んでいない）

相続人代表者届出書（兼固定資産税納税義務者届出書）の提出

土地や家屋を持つ固定資産税の納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって納税などの管理をしていただく代表者を相続人の中から指定する必要があります。また、亡くなられた方が固定資産税の相続人代表者だった場合、新たに相続人代表者を決める必要があります。

※亡くなられた方の名義の固定資産税を相続人の口座から引き落としていた場合、相続登記により固定資産の名義を変更すると口座振替は引き継がれません。

そのため改めて口座振替の申し込みが必要となる場合があります。

※相続登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	相続人代表者となる方
必 要 な も の	届出人の本人確認書類		
問い合わせ先	税務収納課 資産税係（相続人代表者に関すること） ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 3 5 税務収納課 管理係（口座振替に関すること） ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 3 2 管轄の法務局 福島地方法務局 本局不動産登記部門 ☎ 0 2 4 - 5 3 4 - 2 0 4 5		

MEMO

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

廃車の手続き

亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。

期 限	亡くなられた日から 30 日以内	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	・ ナンバープレート ・ 標識交付証明書 ・ 届出人の本人確認書類		
問い合わせ先	税務収納課 市民税係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 3 8		

相続人への名義変更

亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。
 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。

期 限	亡くなられた日から 15 日以内	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 な も の	・ 標識交付証明書 ・ 届出人の本人確認書類		
問い合わせ先	税務収納課 市民税係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 3 8		

MEMO

チ
ェ
ッ
ク
リ
ス
ト

各
種
手
続
き

市
役
所
外
の
主
な
手
続
き

相
続
に
つ
い
て

委
任
状

広
告
掲
載
事
業
者

65歳以上または介護認定を受けていた

介護保険資格喪失届

介護保険の認定がある方は、喪失届が必要です。

喪失届に記載のある住所に対し、後日死亡後の手続きなどの通知を出す場合があります。

期 限	死亡から 14 日以内	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 な も の	介護保険被保険者証		
問い合わせ先	高齢福祉課 介護保険係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 9 9		

介護保険被保険者証などの返却

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却または破棄してください。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 な も の	・ 介護保険被保険者証 ・ 介護保険負担割合証 ・ 介護保険負担限度額認定証		
問い合わせ先	高齢福祉課 介護保険係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 9 9		

高額介護サービス費の申立て申請

被保険者が高額介護サービス費の振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。

期 限	サービス利用月の翌月の 初日から 2 年間	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 な も の	・ 相続人の通帳 ・ 相続人の本人確認書類		
問い合わせ先	高齢福祉課 介護保険係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 9 9		

高齢者福祉サービスの申請をしていた

緊急通報装置の資格喪失届

亡くなられた方が緊急通報装置を利用していた場合、資格喪失届の提出が必要です。
(装置の取り外しについては、事業所より連絡します。)

期 限	なし	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	—		
問い合わせ先	高齢福祉課 地域包括ケア推進係 ☎ 024-575-1125		

おもいやり駐車場の利用証の返却

亡くなられた方がおもいやり駐車場の利用証を利用していた場合、利用証の返却が必要です。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	どなたでも可
必 要 な も の	おもいやり駐車場の利用証		
問い合わせ先	高齢福祉課 地域包括ケア推進係 ☎ 024-575-1125		

高齢者配食サービスの廃止届

亡くなられた方が配食サービスを利用していた場合、廃止届の提出が必要です。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	—		
問い合わせ先	高齢福祉課 地域包括ケア推進係 ☎ 024-575-1125		

MEMO

高年齢者等見守り二次元コード活用事業の廃止届

亡くなられた方が二次元コードを利用していた場合、廃止届の提出が必要です。
(手続き後、お持ちの二次元コードは無効となるため、処分してください。)

期 限	なし	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	—		
問い合わせ先	高年齢福祉課 地域包括ケア推進係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 2 5		

家族介護用品給付（おむつ券）の資格喪失届・未使用給付券の返却

亡くなられた方が家族介護用品給付事業の受給者または要介護者にあたる場合、資格喪失届の提出と未使用給付券の返却が必要です。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	未使用分の家族介護用品給付券		
問い合わせ先	高年齢福祉課 地域包括ケア推進係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 2 5		

訪問理美容利用助成事業の未使用助成券の返却

亡くなられた方が訪問理美容利用助成事業を利用していた場合、未使用助成券の返却が必要です。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	どなたでも可
必 要 な も の	未使用分の訪問理美容利用助成券		
問い合わせ先	高年齢福祉課 地域包括ケア推進係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 2 5		

MEMO

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手帳の返還

亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。手帳の返還届の提出が必要になります。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	どなたでも可
必 要 な も の	亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳		
問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 024-575-1274		

障害児福祉手当を受給していた

障害児福祉手当死亡届の提出

(未払支給がある場合は未支給障害児福祉手当請求書の提出)

亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支給分の手当があれば請求の手続きが必要です。

期 限	死亡日から 14 日以内	手 続 き で き る 方	親族
必 要 な も の	・ 印鑑 ・ 未支給分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの		
問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 024-575-1274		

MEMO

特別障害者手当を受給していた

特別障害者手当死亡届の提出

（未支給分がある場合は未支給障害児福祉手当請求書の提出）

亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支給分の手当があれば請求の手続きが必要です。

期 限	死亡日から 14 日以内	手 続 き で き る 方	親族
必 要 な も の	・ 印鑑 ・ 未支給分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの		
問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。

精神通院の場合は、自立支援医療（精神通院医療）受給者証返還届の提出が必要になります。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	どなたでも可
必 要 な も の	・ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）		
問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

MEMO

障害者扶養共済制度の年金を利用していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

年金給付請求書、死亡・重度障害届出書、年金管理者指定届の提出

掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求手続きが必要です。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	年金を受給する方または年金管理者
必 要 な も の	・死亡診断書か死体検案書 ・戸籍謄本（年金管理者との関係がわかるもの） ・住民票除票（加入者のもの）・住民票（障がい者、年金管理者のもの） ・障がい者または年金管理者名義の預金通帳 ・加入証書		
問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

死亡・重度障害届、弔慰金給付請求書の提出

年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金給付の請求手続きが必要です。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	年金加入者または年金管理者
必 要 な も の	・住民票（加入者のもの） ・住民票除票（障がい者のもの） ・加入者名義の預金通帳		
問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

死亡・重度障害届出書の提出

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	指定相続人
必 要 な も の	・亡くなられた方の住民票 ・死亡診断書の写し		
問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

重度心身障がい者医療費の給付を受けていた

重度心身障がい者医療費受給者証返還届書に、重度心身障がい者医療費受給者証を添えて届出

亡くなられた方が重度心身障がい者医療費を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	親族
必 要 な も の	・ 未請求分の医療費領収書 ・ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの		
問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

障がい者タクシー料金助成を受けていた

障がい者タクシー利用資格認定証、未使用分の障がい者タクシー利用券を返却し、亡くなられた旨を届出

亡くなられた方が障がい者タクシー料金助成を受けられていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。障がい者タクシー利用資格認定証、未使用分の障がい者タクシー利用券は返却となります。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	親族
必 要 な も の	・ 亡くなられた方の障がい者タクシー利用資格認定証 ・ 未使用分の障がい者タクシー利用券		
問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

MEMO

障害福祉サービスを利用していた

障害福祉サービス受給者証の返却

亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	どなたでも可
必 要 な も の	亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証		
問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

地域生活支援サービス（日中一時支援、移動支援事業など）を利用していた

地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなられた場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	どなたでも可
必 要 な も の	亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証		
問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 7 4		

MEMO

児童手当を受給していた

受給者変更手続きなど

児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当請求及び受給者変更の手続きが必要となります。対象児童が亡くなられた場合、減額または消滅の手続きが必要となります。

期 限	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて 15 日以内	手 続 き で き る 方	【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
必 要 な も の	【保護者が亡くなられた場合】 (受給予定者)・保険情報を確認できる書類 ・受給予定者名義の通帳またはキャッシュカード ・印鑑 ・本人確認書類 (児童)・児童名義の通帳またはキャッシュカード 【児童が亡くなられた場合】 ・印鑑		
問い合わせ先	ネウボラ推進課 子育て支援係 ☎ 024-573-5652		

児童扶養手当を受給していた

受給者死亡届、額改定届の提出など

児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、受給者死亡届などの提出が必要になります。児童が亡くなられた場合は資格喪失届、他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定届などの提出が必要になります。

期 限	死亡日から 14 日以内	手 続 き で き る 方	【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
必 要 な も の	【保護者が亡くなられた場合】 ・児童扶養手当証書 ・受給者の死亡が確認できる書類（除籍された戸籍抄本、住民票の除票または死亡診断書など） ・未払い分がある場合は、請求児童または指定受取人の通帳またはキャッシュカード ・印鑑 【児童が亡くなられた場合】 ・児童扶養手当証書 ・印鑑		
問い合わせ先	ネウボラ推進課 子育て支援係 ☎ 024-573-5652		

特別児童扶養手当を受給していた

特別児童扶養手当受給者死亡届などの提出

特別児童扶養手当を受給していた保護者または児童が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続き、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続き、他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きが必要になります。

期 限	死亡日から 14 日以内	手 続 き で き る 方	【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者
必 要 の な も の	【保護者が亡くなった場合】 - 受給者の死亡が確認できる書類（除籍された戸籍抄本、住民票の除票または死亡診断書など）（受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） - 未払い分がある場合は、未払手当請求障害児または指定受取人の振込口座の通帳の写し - 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し - 印鑑 【児童が亡くなった場合】 - 印鑑		
問い合わせ先	ネウボラ推進課 子育て支援係 ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 5 6 5 2		

MEMO

こども医療費受給資格者証を交付されていた

受給資格者証の返納、内容変更届出書提出の手続き

こども医療費受給資格者証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。

児童の保護者が亡くなられた場合、こども医療費受給資格者である保護者の変更が必要になります。なお、手続きは各総合支所でも受け付けています。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必 要 な も の	【児童が亡くなられた場合】 - 対象児童のこども医療費受給資格者証 - 手続きを行う人の本人確認書類 【保護者が亡くなられた場合】 受給資格者である保護者が亡くなられた後、対象児童を監護する方の - 金融機関の通帳またはキャッシュカード		
問い合わせ先	ネウボラ推進課 子育て支援係 ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 5 6 5 2		

ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付されていた

受給資格者証の返納、受給資格変更（喪失）届提出の手続き

ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付していた方が亡くなられた場合、その受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必 要 な も の	【児童が亡くなられた場合】 - ひとり親家庭医療費受給資格者証 - 手続きを行う人の本人確認書類 - 除籍された戸籍抄本など死亡が確認できる書類 【保護者が亡くなられた場合】※上記書類に追加 - 児童名義の通帳またはキャッシュカード		
問い合わせ先	ネウボラ推進課 子育て支援係 ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 5 6 5 2		

児童通所施設を利用していた

通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	・通所受給者証 ・印鑑（通所給付決定保護者の変更の場合）		
問い合わせ先	ネウボラ推進課 子育て支援係 ☎ 024-573-5652		

養育医療券を交付されていた

受給券の返納、返納届提出の手続き

養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。

期 限	なし	手 続 き で き る 方	乳児の保護者
必 要 な も の	・乳児の養育医療券 ・手続きを行う人の本人確認書類		
問い合わせ先	健幸づくり課 健幸企画係 ☎ 024-575-1153		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

就学援助制度の認定を受けていた方

就学援助世帯状況再審査調査票の提出

就学援助制度の認定を受けている方の世帯構成員が亡くなり、世帯構成に変更が生じた際には、再度所得審査を行う必要があります。下記の問い合わせ先までご連絡ください。

期 限	—	手 続 き で き る 方	保護者、親族など
必 要 な も の	特になし		
問い合わせ先	学校教育課 庶務管理係 ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 5 8 2 4		

学校で児童生徒の保護者として登録されていた方

保護者変更届の提出

学校で児童生徒の保護者として登録されている方が亡くなられた場合、保護者の変更手続きが必要となります。下記の問い合わせ先までご連絡ください。

期 限	死亡日から 14 日以内	手 続 き で き る 方	保護者、親族など
必 要 な も の	特になし		
問い合わせ先	学校教育課 庶務管理係 ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 5 8 2 4		

MEMO

保育園・認定こども園・小規模保育施設に在園の児童

退園届提出の手続き

在園児が亡くなられた場合、退園届を提出する必要があります。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	なし		
問い合わせ先	こども未来課 幼保支援係 ☎ 024-573-5691		

保育園・認定こども園・小規模保育施設に在園の児童の保護者・同居家族

世帯員の変更手続き

保護者または世帯員の変更のため、「教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届」が必要になります。

※両親のいずれかが亡くなられ、ひとり親に該当した場合は、「ひとり親家庭医療費受給資格者証」の写しまたは「戸籍謄本」の添付が必要です。

※1号認定児童で預かり保育の無償化を受けている場合は、「子育てのための施設等利用給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届」の提出も必要になります。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	・ひとり親に該当になった場合は、ひとり親家庭医療費受給資格者証の写しまたは戸籍謄本		
問い合わせ先	こども未来課 幼保支援係 ☎ 024-573-5691		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

放課後児童クラブに入所している児童

退所届提出の手続き

入所児童が亡くなられた場合、「放課後児童クラブ退所・辞退届」を提出する必要があります。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	なし		
問い合わせ先	こども未来課 企画運営係 ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 5 6 9 1		

放課後児童クラブに入所している児童の保護者・同居家族

世帯員の変更手続き

保護者または世帯員の変更のため、「放課後児童クラブ利用変更届」が必要になります。

※両親のいずれかが亡くなられ、ひとり親に該当した場合は、「ひとり親家庭医療費受給資格者証」または「児童扶養手当証書」の写しの添付が必要です。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	親族など
必 要 な も の	ひとり親に該当になった場合は、ひとり親家庭医療費受給資格者証または児童扶養手当証書の写し		
問い合わせ先	こども未来課 企画運営係 ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 5 6 9 1		

MEMO

市営住宅の入居者

退去などに関する手続き

市営住宅の入居者が亡くなられた場合は、住宅の返還や、入居承継などの手続きが必要になります。

期 限	返還：速やかに 入居承継：名義人が亡くなられた日から 14 日以内
手 続 き で き る 方	同居者など
必 要 な も の	【市営住宅・駐車場返還届】※名義人が亡くなられ、住宅を明渡す場合。 ・印鑑 ・敷金などの還付がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの 【入居承継承認申請書】※名義人が亡くなられ、ご家族が承継して住む場合。 ・印鑑 ・住民票 ・所得課税証明 ・完納証明書 ※連帯保証人欄に保証人の自署並び実印、印鑑証明が必要となります。 【市営住宅入居者異動届】※名義人以外の入居者が亡くなられた場合。 ・印鑑
問い合わせ先	都市政策課 住宅政策係 ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 5 6 2 0

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

犬を飼っていた

犬の登録変更の届出

飼い主など登録の内容に変更があるときに届出が必要です。

期 限	30 日以内	手 続 き で き る 方	新たな飼い主
必 要 な も の	【市内での飼い主変更】 ・ 畜犬登録事項変更届出書の提出 【市外での飼い主変更】 ・ 伊達市の登録鑑札 ※転出先でのお手続きとなります。		
問い合わせ先	生活環境課 環境係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 2 8		

MEMO

上水道を使用していた

使用者・所有者の変更または閉栓手続き

亡くなられた方が水道の使用者または給水装置の所有者の場合、変更の手続きが必要となります。また、水道を使用しなくなった場合は閉栓の手続きが必要となります。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	家族など
必 要 な も の	給水装置の新たな所有者の印鑑（給水装置の所有者が亡くなられた場合）		
問い合わせ先	水道お客様センター ☎ 024-573-5036		

下水道区域で井戸水を使用していた

世帯人数の変更手続き

亡くなられた方が公共下水道の接続区域で井戸水を使用している世帯の場合、世帯人数の変更手続きが必要となります。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	使用者または排水設備などの所有者
必 要 な も の	—		
問い合わせ先	水道お客様センター ☎ 024-573-5036		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

下水道事業受益者負担金を納付中であった

受益者の変更手続き

亡くなられた方が下水道事業受益者負担金を納付中の受益者だった場合は、受益者の変更手続きが必要となります。

期 限	受益者の変更があった日から 10 日以内	手 続 き で き る 方	家族など
必 要 な も の	—		
問い合わせ先	上下水道課 企画経理係 ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 4 1 3 8		

農業集落排水処理施設を使用していた

使用者の変更手続き、世帯人数の変更手続き または休止手続き

亡くなられた方が農業集落排水処理施設の利用者であった場合は使用者の変更手続きが必要となります。また、世帯人数が変更となった場合は変更手続きが必要です。
使用しなくなった場合は、休止の手続きが必要となります。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	家族など
必 要 な も の	—		
問い合わせ先	上下水道課 企画経理係 ☎ 0 2 4 - 5 7 3 - 4 1 3 8		

MEMO

農地を所有していた

農地を相続した旨の届出

農地を相続し所有権を取得した相続人は、相続した農地の所在などを農業委員会に届け出てください。

※法務局において所有権移転登記を完了した農地についての届出となるため、所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。

期 限	権利の取得を知った日（被相続人の死亡を知った日）からおおむね10ヶ月以内	手 続 き で き る 方	相続人代表者となる方
必 要 な も の	農地法第3条の3第1項の規定による届出		
問い合わせ先	農業委員会事務局 ☎ 024-573-5623 管轄の法務局 福島地方法務局 本局 ☎ 024-534-1111		

森林を所有していた

森林を取得した旨の届出

森林の土地を新たに取得（相続、譲与など）した場合に届出が必要です。
（森林法第10条の7の2第1項）

※法務局において所有権移転登記を完了した森林についての届出となるため、所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。

期 限	所有者となった日 （土地の所有者となった日から90日以内）	手 続 き で き る 方	相続人
必 要 な も の	・森林の土地の所有者届出 ・土地の位置を示す図面 ・土地の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類		
問い合わせ先	農林整備課 林業振興係 ☎ 024-573-5647		

運転免許返納支援制度に申し込み、運転免許返納者優待証及び割引券の交付を受けていた

運転免許返納者優待証及び割引券の返還

運転免許返納者優待証及び割引券の利用は、運転免許を返納した申請者本人に限るため、返還の届出が必要です。

期 限	できるだけ速やかに	手 続 き で き る 方	どなたでも可
必 要 な も の	・ 運転免許返納者優待証及び割引券 （紛失された場合は、その旨をお伝えください。） 「高齢者運転免許返納支援優待証返還届」を記入していただきます。 ※郵送での返還も可能です。返還届は市ホームページからダウンロードできます。		
問い合わせ先	生活環境課 生活交通係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 2 9 0		

MEMO

伊達市ケーブルテレビに加入していた

廃止または名義変更の手続き

亡くなられた方が契約者の場合、廃止届もしくは名義変更届の提出が必要となります。
※詳細は事前にお問い合わせください。

期 限	速やかに	手 続 き で き る 方	親族
必 要 な も の	なし		
問い合わせ先	秘書広報課 広報広聴係 ☎ 0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 1 3		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 福島税務署 ☎ 024-534-3121
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在、埋葬・埋蔵（収蔵）されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書など

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

※伊達市の場合、書類審査をするため、交付するまで 3 日程度かかります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

【注意事項】

現在、埋葬・埋蔵（収蔵）されている墓地や納骨堂が所在する市町村で手続きとなります。詳細は各市町村にお問い合わせください。

担当課・問い合わせ先

生活環境課 環境係

☎ 024-575-1228

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	伊達警察署 ☎ 024-575-2251 福島運転免許センター ☎ 024-591-4372
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 福島税務署 ☎ 024-534-3121
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	福島地方法務局 本局 不動産登記部門 ☎ 024-534-2045
クレジットカード	☐	解約	各契約会社 ☎ 0120-15-1515
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

戸籍証明等交付請求書 郵便での請求方法 ※伊達市へ請求する場合

◆ 下記①②③④を同封しご請求ください◆

① 請求書

戸籍証明等交付請求書〔郵便用〕に必要事項を記入してください。
(日中に連絡のとれる電話番号(携帯電話でも可)は必ず記入してください。)

② 手数料

手数料は郵便定額小為替(郵便局でお買い求めください。)または現金書留でお願いします。

※手数料はお釣りのないようお願いいたします。

※切手はご遠慮ください。(切手は換金できないため受領できません。)

③ 本人確認資料のコピー

本人確認のため、運転免許証や資格確認書などのコピーが必要です。

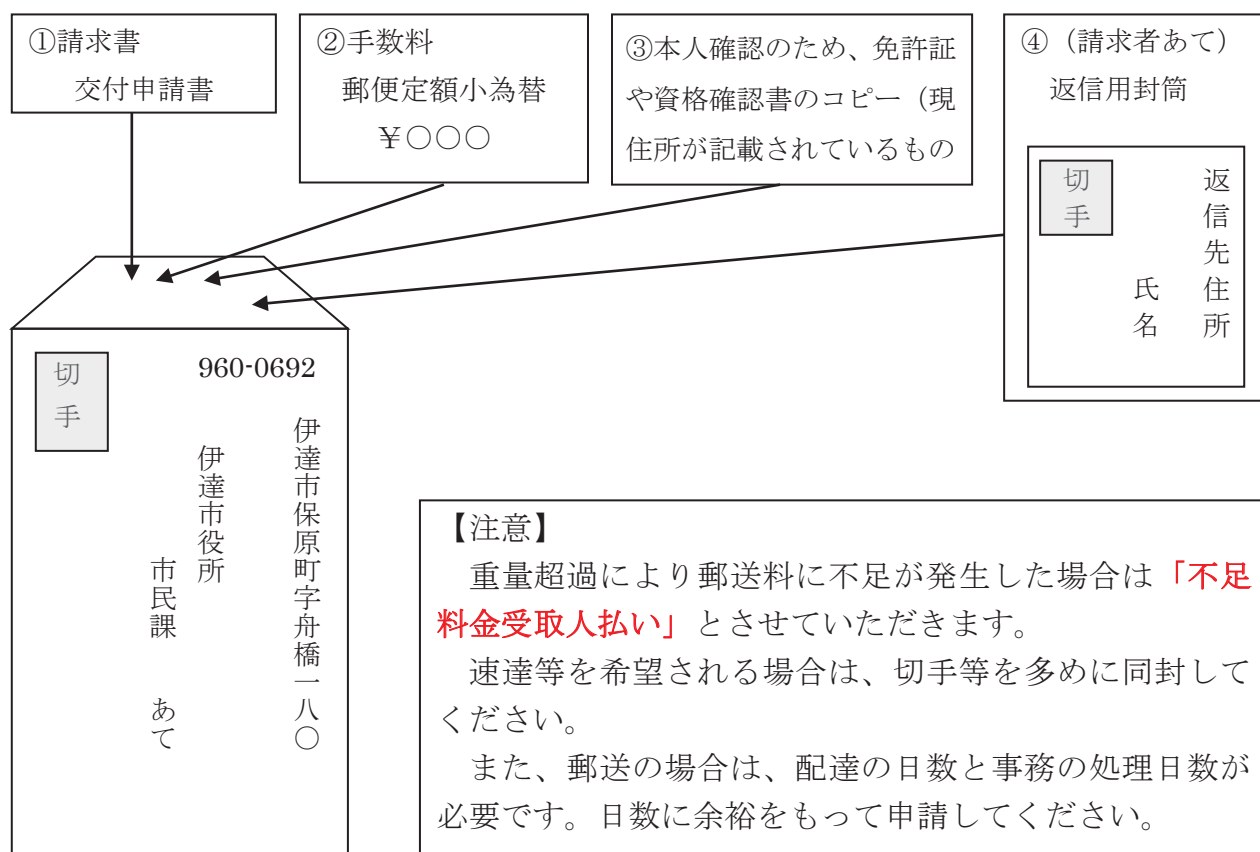
必ず現住所が記載されている本人確認資料を同封してください。

47 ページの【郵便請求における本人確認書類】を参照してください。

④ 返信用封筒・切手

封筒に返信先(請求者あて)の郵便番号、住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。
(お急ぎの場合は速達料金分の切手を貼ってください。)

③に表示されている住所に送付いたします。勤務先などには送付できませんのでご了承ください。



戸籍証明等交付請求書[郵便用]

福島県伊達市長

令和 年 月 日

1 請求者（あなた）の住所等を記入してください。

住 所			
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
氏 名	㊟		
電 話 番 号	() —	※日中に連絡のとれる番号（携帯電話も可）	

2 請求する戸籍等の内容を記入してください。

証明対象者の氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	請求者との関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 父母・祖父母 ☐ 子・孫 ☐ その他 ()	
本 籍	福島県伊達市	番地	
筆頭者（戸主）氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
必要なものに☑をつけてください。		必要通数	手数料1通
☐ 戸 籍	☐ 謄本 ☐ 抄本	通	450 円
☐ 除 籍	☐ 謄本 ☐ 抄本	通	750 円
☐ 改製原戸籍	☐ 謄本 ☐ 抄本	通	750 円
☐ 出生から死亡までの連続した戸籍（発行可能な戸籍すべて）		各	通
☐ () から () までの連続した戸籍			
☐ 戸籍の附票	☐ 謄本 ☐ 抄本 ☐ 本籍・筆頭者の記載	通	300 円
☐ 身分証明書 ※本人以外の請求は委任状が必要です。		通	300 円
☐ その他 ()		通	円
使用目的及び 必要な内容	具体的に記入してください。		
特 記 事 項	最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は記載してください。 _____市区町村に____月____日 出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・その他 () 届出		

3 請求に必要な書類等をご確認ください。

本人確認書類の写し → ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 国民健康保険資格確認書 ☐ 後期高齢者医療資格確認書 ☐ 在留カード など <u>請求者の現住所を確認できるもの</u>
☐ 定額小為替 _____ 円分
☐ 返信用封筒（切手貼付け、宛名記入済みのもの）※返信先は請求書に記載された本人確認書類で確認できる現住所に限ります。
伊達市にある戸籍で請求者が配偶者または直系であることを確認できない場合 → ☐ 戸籍謄本等の写し 配偶者または直系尊属卑属以外の方が請求する場合 → ☐ 委任状 ☐ その他 ()

【注意】偽り、その他不正の手段によって交付を受けると30万円以下の罰金に処せられることがあります。

郵便請求における本人確認書類

■ 本人確認が可能な書類

下記に掲げる 1 号書類、2 号書類のうちいずれか 1 枚以上の写し。(ただし有効期限内のもの)

【戸籍謄本等の送付先はここに記載された現住所であるので、下記の書類に氏名＋生年月日＋住所が記載されていること。】

○ 1 号書類

- ☐ マイナンバーカード
- ☐ 運転免許証
- ☐ 国または地方公共団体の機関が発行した写真付きの免許証・許可証・資格証明書（別表第一に掲げられたもの）
- ☐ 国または地方公共団体の機関が発行した写真付きの身分証明書
- ☐ 外国人登録証明書

【別表第一】

- ☐ 船員手帳 ☐ 海技免状 ☐ 小型船舶操縦免許証 ☐ 猟銃・空気銃所持許可証 ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 宅地建物取引主任者証 ☐ 電気工事士免状 ☐ 無線従事者免許証 ☐ 認定電気工事従事者認定証 ☐ 特殊電気工事資格者認定証 ☐ 耐空検査員の証 ☐ 航空従事者技能証明書 ☐ 運航管理者技能検定合格証明書 ☐ 動力車操縦者運転免許証 ☐ 教習資格認定証 ☐ 警備業法第 2 3 条第 4 項に規定する合格証明書 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳

○ 2 号書類

- ☐ 国民健康保険・健康保険・船員保険の資格確認書、介護保険の被保険者証
- ☐ 共済組合員証
- ☐ 国民年金手帳
- ☐ 国民年金、厚生年金保険、船員保険に係る年金証書
- ☐ 共済年金または恩給の証書
- ☐ 申請書に押印した印鑑登録証明書
- ☐ 市区町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

■ 問い合わせ先

伊達市役所市民生活部市民課市民窓口係 TEL 024-575-0205（直通）

〒960-0692

福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

福島県伊達市役所

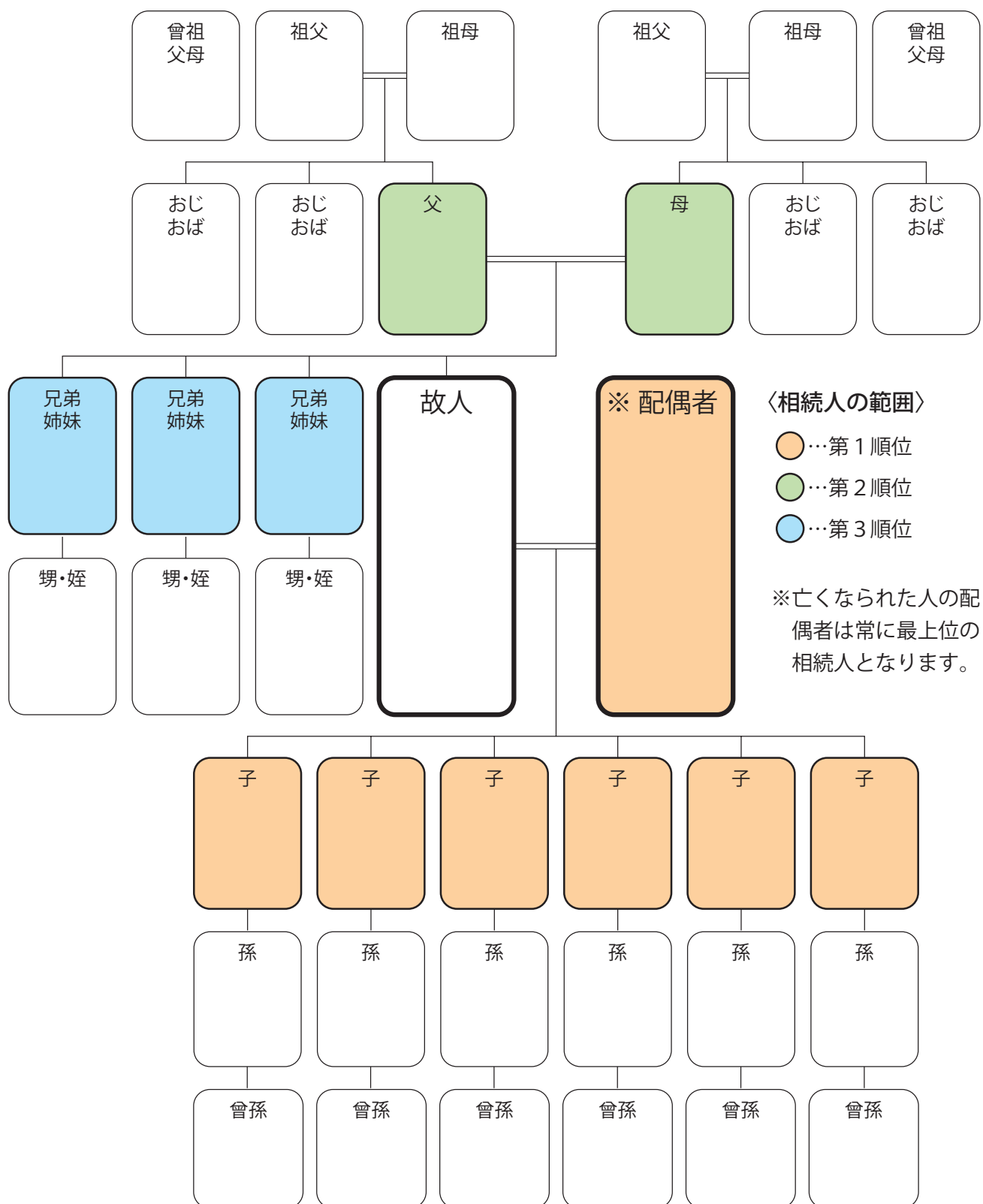
市民生活部市民課市民窓口係 あて

TEL 024-575-0205



左記のラベルを切り離して、送付用封筒の宛名としてお使いください。

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

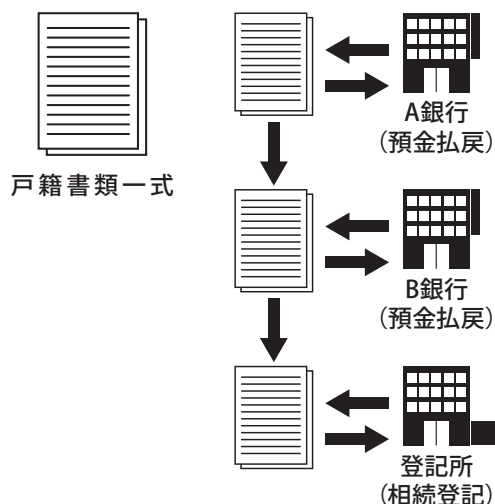
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

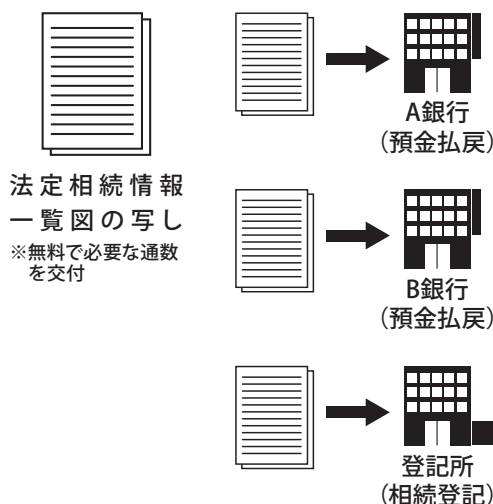
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
福島地方法務局 本局不動産登記部門 ☎024-534-2045
- 司法書士や行政書士など、相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

空き家管理・活用をお願いします。

空き家の管理・活用について

空き家を相続した場合や持ち家が空き家になってしまった場合、
空き家の現状を確認し、空き家の今後の管理や活用をご検討ください。

空き家の現状の確認

- 登記関係（相続登記等）の手続きを行っているか。
- 老朽化等により建物は危険な状態ではないか。
- 家の中の家具・家財の回収・処分等を行っているか。

現状の確認ができれば

【建物を残して活用】◎売却

- ・伊達市空き家バンクへ登録する。▶▶
- ・不動産会社へ相談する。



伊達市空き家バンク HP

空き家バンクとは、市が主体となつて空き家の情報を集約し、「空き家を売りたい」方と、「空き家を探している」方をマッチングする公的な制度です。

【建物を解体して活用】

空き家の解体

- 土地を資産運用する
(民間業者等へ相談する)
- 売却する
(不動産会社へ相談する)

【自分たちで住む】

- ・自身で住めるよう空き家をリフォーム・リノベーション等行う。

◎空き家の適切な管理

定期的に空き家を訪れ、危険な空き家にならないよう以下のような管理をしましょう。

- 空き家の状態や郵便物の確認をする。
- 破損しているときは、修繕対応を早急にする。
- こまめに換気をし、清掃する。
- 他人が敷地に立ち入れないよう施錠などを行う。
- 通水や封水の注入を行う。
- 冬期には積雪の状況に応じて雪下ろしを行う。
- 雑草除却や雑木の伐採・剪定を行う。
- 自身で管理ができない場合は、業者に依頼する。
- 水抜き穴の清掃を行う。

問い合わせ

<空き家の利活用に関すること>

伊達市協働まちづくり課

TEL 024-575-1177

Email kyodou@city.fukushima-date.lg.jp

<空き家等の管理に関すること>

伊達市都市政策課

TEL 024-573-5620

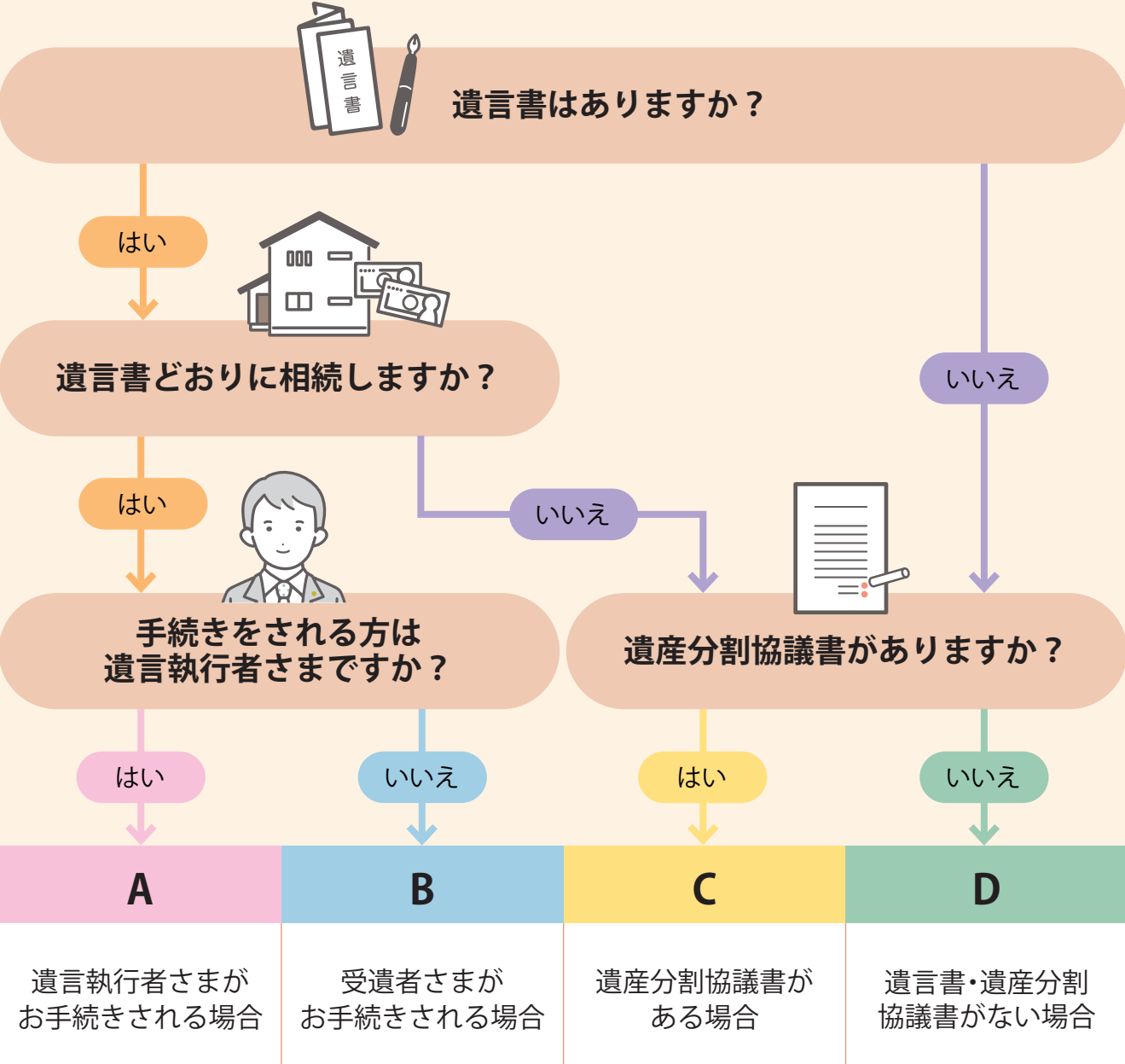
Email toshi@city.fukushima-date.lg.jp

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

MEMO

委任状

記入上の注意	・この委任状は、委任する本人がすべて記入してください。（白紙委任状と判断した場合、交付をお断りすることがあります。） ・本人（委任者）が自署困難な場合は、<u>代理人以外の方</u>が本人の意思を確認した上で代筆することができます。その際は、最下部の「【代筆者記入欄】」へ記入してください。 ・本人（委任者）が法人等の場合は、法務局に登録されている代表者印を押印してください。 ・住民票コードまたはマイナンバー（個人番号）が記載された住民票は代理人に交付できないため、ご本人様宛に郵送します。 ・税証明関係で年度の記載がない場合は、請求日現在で証明できる最新の年度の証明書を交付します。
--------	---

福島県伊達市長

令和 年 月 日

本人（委任者）			
※お引越し（住所異動）の場合は新旧両方の住所を記入してください。それ以外の手続きの場合は「新住所」に現住所を記入してください。			
住 所 (所在地)	新住所		
	旧住所		
フリガナ			
氏 名（名称）	ⓐ ※自署の場合は押印不要 (法人等は必要)		
生 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	電 話 番 号	()
本 籍	※戸籍関係証明を請求する場合は記入してください。		

私は、次の者を代理人と定め、委任事項に関する一切の権限を委任します。

代理人（受任者） ※個人のみ					
住 所					
氏 名		委任者との関係			
委任事項（該当する項目に☑し、必要通数を記入してください）					
住民票・戸籍関係					
☐ 転入届	☐ 転居届	☐ 転出届（転出証明書）	☐ その他（ ）届		
☐ 住民票（ ☐ 謄本 ・ ☐ 抄本 ） ↓ 必要な記載項目に☑してください。 ☐ 世帯主・続柄 ☐ 本籍・筆頭者 ☐ 国籍・在留資格等 ☐ 住民票コード※ ☐ マイナンバー※ ※印の項目に☑した場合は本人宛郵送となります。	通	☐ 戸籍（ ☐ 謄本 ・ ☐ 抄本 ）	通		
		☐ 除籍（ ☐ 謄本 ・ ☐ 抄本 ）	通		
		☐ 改製原戸籍（ ☐ 謄本 ・ ☐ 抄本 ）	通		
		☐ （ ）から（ ）までの連続した戸籍	各 通		
☐ 戸籍の附票（ ☐ 謄本 ・ ☐ 抄本 ） ↓ 必要な記載項目に☑してください。 ☐ 本籍・筆頭者 ☐ 在外選挙登録地	通	☐ 身分証明書	通		
		☐ その他（ ）	通		
税証明関係					
☐ 所得証明	年度	通	☐ 固定資産台帳（名寄帳）	年度	通
☐ 課税（非課税）証明	年度	通	☐ 資産証明 ☐ 無資産証明（1月1日現在）	通	
☐ 納税証明 税目（ ）	年度	通	☐ 評価証明 ☐ 公課証明	年度	通
☐ 完納証明（市税等に未納が無い）	通	↓証明してほしい土地・家屋の字地番を記入 伊達市			
☐ その他（ ）	通	番地			

【代筆者記入欄】

本人は高齢・施設入所中・入院中・その他健康上の理由（ ）により自署困難のため、本人の意思を確認の上、代筆しました。

代 筆 者 (自署)	住 所			
	氏 名		本人（委任者）との関係	

MEMO

MEMO

MEMO



遺品整理・生前整理・特殊清掃

遺品整理士の資格を取得している
スタッフが伺います



故人様やご遺族様の想いに寄り添って、
遺品整理いたします。

◀ こんな時にはお気軽にご相談ください ▶

大切な人の思い出を
ゴミとして捨てられ
たくない

遺品整理

自分が亡くなった
あと、家族に迷惑を
かけたくない

生前整理

汚染物撤去や除菌・
消臭など自分だけ
ではできないもの

特許取得済の消臭技術

「花輪式」は

リフォーム要らずで

スピーディーに完全消臭！

今まで臭いが取れなかった
建材にも対応しております。

特殊清掃

どこから
片づけていいのか
わからない

ゴミ屋敷の清掃

そのまま
処分するのは
もったいない

遺品のお買取り



Before



After

見積もり・ご相談
無料



0120-021-878

ひとものがたり 会津
会津若松市天神町12-12

受付時間 9:00～18:00



LINE公式アカウント
@269iqhnl

担当者直通 090-2793-7078

会津若松 ひとものがたり

検索



古物商許可番号第251150001458号 ※一般廃棄物の収集については、提携業者に委託して行っております。 運営元：株式会社Blue Leaf

相続・遺言・後見・信託

リーガル・ウィンドが支援します

リーガル・ウィンドは、かけがえのないあなたの自由を支援します。

私たちの生命は私たち限りですが、私たちの想いは次の世代に繋ぐことができます。想いを繋ぐことで、私たちは未来に生き続けることができますし、想い続けることができます。当事務所名であるリーガル・ウィンドには、人と人、世代と世代を繋ぐ風という意味を含めています。相続・遺言は、あなたから、あるいはあなたの大切な人から吹く風だと考えてみてください。あなたは、その風にどのような想いを乗せて吹かせますか。また、その風をどう受けとめますか。リーガル・ウィンドでは、あなたやあなたの大切な人の想いを、法的に表現するお手伝いをいたします。

こんな疑問は、リーガル・ウィンドにご相談ください。

- ☐ どのように遺言書を作成したらよいだろうか。
- ☐ 相続手続きに必要な書類をどうやって取得するのだろうか。
- ☐ 預貯金や株式を相続するにはどうすればよいだろうか。
- ☐ 相続人の中に未成年者や認知症の人がいるけど手続きは可能だろうか。
- ☐ 相続税の申告が必要なのだろうか。
- ☐ 遺産である不動産の評価はどうすればよいのだろうか。

相続に係る手続きの一切をお引き受けします。何なりとご相談ください。

法務行政書士事務所リーガル・ウィンド

行政書士 幕田 智広 福島県行政書士会所属

福島県福島市笹木野字街道南28番地の3

TEL : 050-3786-4481

ホームページ : <https://legalwind.jp> 「リーガルウィンド」で検索

※弊所職務範囲外の業務につきましては、提携する専門家を介して完遂いたします。



保存版

大切な想い出の品、

買取のプロが丁寧に査定！

生前整理

遺品整理

ご相談ください

査定無料・
現金買取で
うれしい

こんなものまで
買い取って
もらえるの？



豊富な買取品目

全国1,300店舗以上の
信頼と実績のある
買取専門のプロが無料で査定！

価値を知る

生前に
お品物の価値を知ること、
適切な判断が可能です。

家族の負担を軽減

ご自身で生前整理を
行うことで、ご家族の
負担軽減に繋がります。



ブランド品



ダイヤモンド・
ハイジュエリー



高級時計



金・プラチナ・
金杯・銀杯

カメラ・レンズ

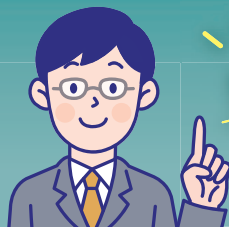
金券・商品券

ブランド衣類

テレカ

古美術品・
骨董品

切手・古銭・
古紙幣



持ち運びが不安

店舗まで行けない

出張買取も受付中

出張費・査定費・買取手数料等…**無料**

1点からでもお伺いいたします！

▼ まずは、お気軽にお問い合わせください ▼

※画像はイメージです。



イオン福島店

〒960-0194 福島県福島市南矢野目字西荒田50-17 イオン福島店1階
●営業時間/10:00~19:00 ●年中無休(施設の営業日に準ずる)

0120-755-717

古物営業法に基づき、ご来店の際は身分証明書(運転免許証・保険証)をご持参ください。
※買取価格は相場や商品の状態によって変動いたします。詳しくは店舗までお問い合わせください。
福島県公安委員会 第251020000498号

買取専門店大吉
イオン福島店HP



相続・贈与に

相談は
お気軽に!



**強い税理士が
サポートします!**



相続のこと、一緒に考えてみましょう!

財産のことで身内で揉めるのは嫌だな

ここだけの話、
無駄な税金は1円も払いたくない...

愛する家族に**財産を残してあげたい**

株の引継ぎがうまくできるか心配だ

事業承継を済ませて、のんびり過ごしたい

KEY FOR SUCCESS



税理士法人 ケーエフエス

東北税理士会 福島支部所属 代表社員税理士 竹澤均

TEL 024-573-0555 FAX 024-573-1414

〒960-8103 福島県福島市舟場町1-20 リアライズ福島駅前通ビル4F



公式HP

お手元に1冊あればいざという時に役立つ!



後悔しないための お墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方 ・お墓購入の流れ
- ・お墓の種類と費用相場 ・購入者の体験談 など

全20ページ
フルカラー

**お電話もしくはWEBからのお問合せで
もれなく全員無料でもらえます!**

～ あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします ～



通話料無料
**電話で
資料請求**

0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間: 9時～16時(年中無休)



24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック

検索



※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。※一世帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客情報を入力ください。お客様の自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書
(東証プライム上場 証券コード: 6184) が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 <https://www.kamakura-net.co.jp/>

\\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さん
にお経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いいお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5

万円～

決まった金額だから安心！

☎ 0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いいお坊さん



二次元バーコードからアクセス



鎌倉新書
Kamakura Shinsho

運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

「いいお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



相続手続きは市役所だけでは完結しません。

相続の相談は、 無料

※初回90分 要予約

相続相談実績
26,000
件以上

※自社調べ
2010年1月1日～
2025年12月31日まで



大切なご家族を失った直後に相続手続きを行うのは、精神的にも大きな負担です。面倒な手続きは弊社にお任せください。まずは無料相談をご予約ください。

難しい「相続」手続きも、
安心、スツキリ解決。

相続手続き | 各種名義変更 | 遺言 | 遺産分割

BEST FIRM

ベストファーム



0120-150-130

電話受付: 9時～19時 (土曜祝日も対応)

ベストファーム 相続

検索



Webサイト



ベストファーム行政書士法人(福島県行政書士会所属)
福島市松木町9番11号 松木町共栄ビル4F

※掲載されているすべての情報は、2026年6月時点の情報です。

発行 伊達市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年8月

